

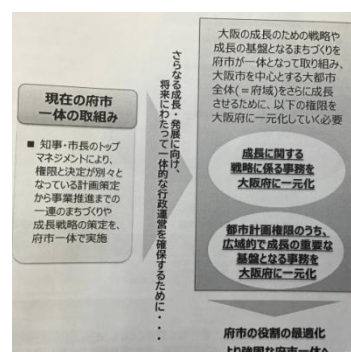
副首都推進局への「取材」

一昨日、ジャーナリスト2人に「同行」して、大阪市役所の副首都推進局取材した。昨日10日から始まった2月議会で審議予定の「広域行政一元化条例案」について、1時間ほど担当者4人と質疑、意見交換した。

まず事前に伝えていた質問に対して、型通りの回答があった。要は2011年に大阪府市統合本部が設置されてから、大阪の成長とまちづくりに府市連携して取り組んできた。住民投票の結果、特別区制度は否決され、今後は大阪市を残した形で、副首都の実現に府市一体で取り組んでいく。そのために「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例」を速やかに制定することが必要。過去の二重行政に戻すことなく、現在進めている「府市一体」行政のルールを条例で定める。

質問のポイントにあげた「事務の委託」については、総務省に問い合わせたが、特段の制限はないという回答であった。条例が制定されたあと、規約を定めて事務の委託を実施するが、詳細は未定。パブリックコメント中の条例案骨子を読んでも、事務委託の内容や進め方が曖昧であり、この点に質疑が集中した。

条例案骨子では、大阪府及び大阪市が一体的に取り組む手法として、次の二つの事務の委託の実施をあげている（写真は説明資料）。大阪の成長に向けた戦略の策定、都市計画の基本的な方針や、大阪の成長・発展のために必要な広域的な観点からのまちづくり・交通基盤等に係る都市計画。



事務の委託は地方自治法 252 条 14 に規定されているが、自治体の事務の一部の執行を他の自治体に委ねることにより、行政運営の効率化・合理化を図る制度。事務を委託した自治体は、事務の執行ないし管理の権限を失う。委託事務に対する経費は、委託した自治体が委託費として予算に計上して負担する。委託の内容や経費については規約で定める。

ここで問題になるのが、政令市として存続が決まった大阪市の重要な事務をなぜ委託するのか、委託する理由である。副首都推進局の説明では、昨年末には多くの事務委託が列挙されていたが、成長戦略と都市計画に絞り込んだ。成長戦略については大まかなデザイン作成を大阪府に委託するものなので、現状とあまり変わらないという。確かに、成長戦略などは大阪府中心に作成されてきたようだ。だからといって、政令市大阪市が今後の長期計画などの作成を大阪府に委ねていいはずがない。

都市計画についても、大阪市の権限と財源が大阪府に委託されると、市民が自分たちのまちづくりに意見を出せなくなる。副首都推進本部会議の運営を含め、大阪府主導の大阪市骨抜き条例案に違いない。さらに検討を進めていきたい。

(2021年2月11日)